

# 文教委員会資料

## 【川崎市文化財保存活用地域計画の策定について】

資料1 パブリックコメントの実施結果について

資料2 川崎市文化財保存活用地域計画【概要版】

資料3 川崎市文化財保存活用地域計画【本編】

令和6年3月13日  
教育委員会事務局

## パブリックコメントの実施結果について

### 1 概要

文化財を保存・活用することにより、歴史文化を生かしたまちづくりを進め、市民の皆様にもちに愛着を持っていただくため、保存・活用を図るための方針、具体的な事業等の実施計画（取組）を定め、これに基づいた10年間の計画を示す「川崎市文化財保存活用地域計画（案）」を取りまとめ、市民の皆様からの御意見を募集した結果、22通49件の御意見をいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

### 2 意見募集の概要

意見の募集期間	令和5(2023)年12月4日(月)から令和6(2024)年1月10日(水)まで
意見の提出方法	電子フォーム、郵送、持参、FAX
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市ホームページ</li> <li>● 紙資料の閲覧</li> </ul> かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の市政資料コーナー、各市民館（分館含む。）、各図書館（分館含む。）、有馬・野川生涯学習支援施設（アリーナ）、教育委員会事務局生涯学習部文化財課
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市ホームページ</li> <li>● 紙資料の閲覧</li> </ul> かわさき情報プラザ、各区役所・支所及び出張所の市政資料コーナー、各市民館（分館含む。）、各図書館（分館含む。）、有馬・野川生涯学習支援施設（アリーナ）、教育委員会事務局生涯学習部文化財課

### 3 結果の概要

意見提出数(意見件数)		22通	(49件)
内 訳	電子フォーム	10通	(29件)
	郵送	1通	(1件)
	持参	4通	(6件)
	FAX	7通	(13件)

### 4 意見の内容と対応

主な意見として、文化財に関する情報発信の一層の強化を求める意見や、関連文化財群の効果的な活用に関する要望などが寄せられました。

本市の対応として、一部意見を踏まえ、市域の歴史や文化財に関する記述を追加・修正したほか、所要の整備を行った上で、「川崎市文化財保存活用地域計画」を策定します。

- 【対応区分】
- A 御意見を踏まえ、案を加筆又は修正するもの
  - B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
  - C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
  - D 案に対する質問や要望の御意見であり、案の内容を説明又は確認するもの
  - E その他

【意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1)「第1章 川崎市の概要」に関する事	1			1		2
(2)「第5章 文化財の保存・活用に関する方針と取組」に関する事	2	1	11	16		30
(3)「第6章 文化財の保存・活用の推進体制等」に関する事				4		4
(4) その他		3	2	8		13
合計	3	4	13	29		49

(1) 「第1章 川崎市の概要」に関すること (2件)

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	<p>19頁 図12 市域の拡大の図は、旧町村の範囲図となっているが、これと比較するため下の余白に現行の行政区の図を掲載した方が変遷がわかりやすくなるのではないか。</p>	<p>旧町村の合併経過と、現行の行政区分を比較することで、より本市の成り立ちが理解しやすくなることから、図を追加しました。</p>	A
2	<p>24頁【第1章3(2)キ 麻生区について】 岡上についても触れるとよいのではないか（飛び地であること、現在でも農村的な風景が色濃く残っていることなど）。そうすると、後段で登場する岡上の文化財（特に民俗）のイメージが持ちやすくなるのではと思う。</p>	<p>第1章3(2)は本市の姿を理解しやすくするために各区の特徴を簡潔に記載しているもので、麻生区の特徴として、宅地開発が進んでいるものの、豊かな自然や農業資源が多く存在していることは、岡上地区にも共通している内容と考えています。</p>	D

(2) 「第5章 文化財の保存・活用に関する方針と取組」に関すること (30件)

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
3	<p>82頁 表8に記載がある飛鳥部吉志五百国以下3人の人物について、本文にも登場させたほうがよいのではないか。</p> <p>同様に、95頁の表17に記載のある軽部五兵衛についても本文に記載すべきでは。また、本文に記載のある八木柴三郎や太田南畝について、表に記載したほうがよいのではないか。</p>	<p>飛鳥部吉志五百国・物部真根・棕椅部弟女の3人については、関連文化財群のストーリーには直接関係しないため、本文に記載はしていませんが、市民が古代の橘樹郡を理解したり、親しみを感じる手がかりとして82頁 表8に記載しているものです。</p> <p>また、94頁の本文に記載のある八木柴三郎や太田南畝については、保存活用区域の説明としては記載しておりますが、直接的に文化財の保存活用には影響しないため、表への記載はしていません。また、軽部五兵衛については、加瀬山に所在している文化財に関する情報の補足として表17に記載しているものです。</p>	D
4	<p>91頁 文化財保存活用区域④「日本民家園と里山の風景」について、方針に「生田緑地の自然環境を保全し」とあるが、「生田緑地及びその周辺の農地や河川を含めた一体的な自然環境を保全し」としないと実際には自然環境は保全されないので、加筆してほしい。</p>	<p>農地や河川を含めた一体的な自然環境保全については、「川崎市緑の基本計画」において、地域特性に配慮した緑と水のネットワーク形成として、その考え方を位置付けておりますので、同計画により取り組んでいきます。</p>	D
5	<p>92頁 文化財保存活用区域①「日本民家園と里山の風景」を構成する文化財のうち、生田緑地のコナラ林の内容「里山として管理されてきたコナラの多い落葉広葉樹林は当時の伝統的な生活文化を伝える」について、里山としての管理は近年なされておらず、本来の里山の姿を表していないので、誤解を招く表現ではないか。</p>	<p>コナラの多い落葉広葉樹林は、里山管理がされていた当時の生活文化を伝えるとの趣旨を明確にするため、表現を修正しました。</p>	A
6	<p>文化財群、活用区域の設定について、新たにストーリーやテーマでまとめるという考え方に大いに賛成する(案73頁)。二ヶ領用水が大きなポイントだが、出来れば二ヶ領用水以前の古代、中世からの農業の形態と連続して捉えられるようになると一貫性が出ると思う。</p>	<p>計画案では、本市の歴史文化の特徴を分かりやすくとらえるため、関連文化財群や文化財保存活用区域を設定しています。</p> <p>関連文化財群①「二ヶ領用水と地域開発」を構成する文化財は、近世以後の地域開発をテーマとした関連文化財群として設定しています。</p>	D

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
7	文化財群、活用区域の設定について、工業都市としての成長には明治時代の草創期から戦前の軍需産業としての展開、戦後の復興・高度成長という流れで通史として捉えられるとよいと思う。	計画案では、第3章に本市の歴史文化の特徴を通史で記載しており、近現代については49頁から53頁までにかけて記載をしています。これを受けて、本市の歴史文化の特徴を分かりやすく捉えるため、関連文化財群②「工業都市川崎とものづくり」を設定しています。	D
8	川崎市の工業/産業が近現代の日本に与えた影響は非常に大きいことに鑑みて、近代化遺産、産業遺産をより明確に保護すべき文化財として位置付けてほしい。	関連文化財群②「工業都市川崎とものづくり」の現状と課題において、近現代の文化財の位置付けや評価をどのように行うか検討が必要であるとしており、近現代の文化財の把握を進めながら、これらの課題について検討していきます。	D
9	近年の文化財保護では、戦災や震災などに関わる文化財もストーリー化して関連文化財群とすることがよくあるが、川崎市でもそのような取組をしてはどうか。	第3章の近現代の項目の中で、震災や戦災について記載しております。この記載を受け、震災や戦災による被害や復興等も含め、関連文化財群②「工業都市川崎とものづくり」を設定しており、今後も関連する文化財の把握に努めていきます。	D
10	川崎市の文化財課職員が少ないのは、川崎の文化財に対して市や市民の意識が低いことの表れではないか。川崎は工業だけではなく、文化財がたくさんあるまちということを内外に知ってもらうためにも、関連文化財群など身近な文化財を活用したPRは重要である。	関連文化財群など身近な文化財を活用し、今後も本市の歴史文化の情報発信に取り組んでいきます。	C
11	関連文化財群に②「工業都市川崎とものづくり」が設定されていることに感慨を覚える。これを見学会などのイベントとして実施すれば多くの人に興味関心を寄せることと思う。この計画によって、「最幸のまち」の実現に向けた取り組みが進むことを願っている。		C
12	86頁 関連文化財群⑤「厄除け大師への信仰」の「現状と課題」に「東海道川崎宿に関連する事業との連携」が挙げられているが、この項に至るまでの間にあまり川崎宿についての詳しい記述がないため、説明を補足してほしい。	関連文化財群⑤「厄除け大師への信仰」においては、川崎大師への玄関口として川崎宿を位置付けており、その関係をよりわかりやすくするため、補足説明を追記しました。	A

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
13	防災対策において、近年は減災の取組も盛んに言われている。計画においても、減災の取組を推進すべきではないか。	計画案に記載のとおり、取組方針「防災対策の実施・防災力の向上」及び「災害・事故発生時の迅速な対応」に基づき、「GISシステムを利用した文化財所有者・管理者と被災想定との共有」や「デジタル技術を活用した被災情報の把握手段の整備の検討」を新たな取組として位置付けており、こうした取組等により減災対策も推進していきます。	D
14	川崎市には文化財がたくさんあるので、もっとその良さや特長をフィーチャーして、テレビ番組や雑誌やインターネット記事等のメディアと協力して、有名にしていってほしい。	計画案に記載のとおり、取組方針「文化財に関する広報活動」に基づく取組として、「SNSやメディア、地図情報等デジタル技術を活用した文化財情報の発信」を位置付けており、SNSやホームページ等による情報発信等、市民がアクセスしやすい方法を活用して発信力の強化に努めていきます。	C
15	散策マップを作成して、数時間、半日、1日と楽しめることをわかりやすくまとめてほしい。		
16	もっと市民に関心を持ってもらうため、X（旧ツイッター）やLINE等を大いに活用するなど、情報発信力を強化してほしい。		
17	現状は文化財の保存・活用への興味関心を持っている人が多いのは高齢者層。若い人々に関わってもらう手立てを考えていく必要がある。そのためには、いろいろな資料をもっとインターネット上に公開していく必要がある。	今後作成する文化財を紹介する資料については、インターネット上での公開を前提として製作を進めるとともに、検索機能の向上等市ホームページの構成の見直しを図り、市民に興味を持ってもらえるような情報発信に努めていきます。	C
18	市のホームページに文化財の写真のポータルサイト（インデックス）を設けてアクセスしやすいようにする。知ってもらう、興味を持ってもらうことへの一助になると思う。		
19	情報の収集として大半は、グーグルやホームページ等の検索等であり、情報の電子化及び公開が重要である。文化財課では電子化・情報公開はされており規模も莫大ではあるが、もう少し検索者にとって利用しやすくしてほしい。		

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
20	<p>文化財を将来に繋げていくには小中学生の学校教育が重要であり、今後の学校教育の中に組み入れたい。学校教育の中で地域の文化財を知ることが、大人になってからも記憶しているものであり、将来の地域活動の素地を養うことができる。</p>	<p>計画案に記載のとおり、取組方針「文化財を活用した学校教育・生涯学習」に基づき、「学校における文化財の活用」と、「文化財の活用に関する相談受付」を具体的な取組として掲げておりますので、文化財課職員による出前事業や副読本の活用、小中学校が活用しやすい文化財情報、文化財や地域の歴史文化に詳しい団体情報の提供等の取組を進めていきます。</p>	D
21	<p>川崎市は古来、一つの文化圏を形成したり拠点になったことはなかった。豪族や都の荘園として、そして為政者の近郊地域、江戸幕府の天領、工業都市として今日まで国家レベルで大きな役割りを果たしたが、歴史上の英雄を輩出することもなく、郷土愛を作り出しにくい地域性にある。</p> <p>そんな環境の中で、数少ない歴史文化遺産を後世に継承する予算を確保するにはどうすればよいか。もっと学校教育を始めとする親しめる機会を増やす必要がある。</p>	<p>これまでも学校での出前授業や、区役所事業、社会教育事業への講師派遣等を実施しており、本計画においても、引き続き、積極的に実施していきます。</p>	D
22	<p>学芸員などの専門的な調査研究も大切だが、その原資を確保するための努力をしているように見えない。一部の歴史愛好家向けの講座や街歩きイベントでは足りない。区民祭などのイベントへ出展したり、影向寺だけではない寺社の文化財や橘樹郡衙を恒常的に接する「営業」努力が不可欠である。</p>	<p>橘樹郡家の飛鳥時代の倉庫の復元工事が完了したのちには、市民に橘樹官衙遺跡群や周辺の文化財により親しみを持ってもらえるよう、周辺の寺社と協力しながらイベントを実施するなど、市内関係者と連携し、より幅広い市民向けの事業を展開していきます。</p>	D



No	意見の要旨	本市の考え方	区分
23	<p>歴史的な文化財が大切なのは誰もが否定しないが、音楽のまち、スポーツのまちづくりの取り組み例など事例を参考に、親しみやすい態勢に意識改革していかないといつまでもこの低空飛行が終わらないだろう。</p> <p>街歩きや街道歩き、歴史施設、そして寺社が行うイベントなどへの参加者募集などもっと広範に開かれた文化財への理解を深める環境整備が必須である。</p>	<p>市民に文化財への理解をより深め、興味関心を持ってもらえるよう、文化財の公開事業や講演会等各種イベントの実施、SNSやホームページ等による情報発信力の強化に努めていきます。</p>	D
24	<p>基本理念「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」の中で、市民参加の方向性が明示されていたのがよい。市民の主体性を促すことは重要だが、構成員の高齢化によって史跡保存会等が危機にあるように、幅広い層を呼び込むことが課題となっている。若い人にも史跡に興味をもってもらうためには、史跡への愛着が重要になる。住民の憩いの場として守っていくためにも、行政による公園の管理は欠かせない。</p>	<p>市内の重要な遺跡については、史跡公園等として保存しておりますが、管理に当たっては、市民の皆様と協働しながら、多くの人々の憩いの場となるよう御意見を参考に維持管理を進めていきます。</p>	C
25	<p>本計画の趣旨を具現するため、川崎市制100周年の記念イベントとして7区持回りで文化財保存活用のイベント（区民祭りや市制記念日にあわせて、1年に1～2区ずつ3～4年にわたって実施。見学会、写真展、映像、小中学校での活動の発表会など）を実施することを提案する。</p>	<p>市民参加の体験型イベント等文化財の活用に関する取組については、御意見を参考にしていきます。</p>	C
26	<p>川崎市の職員にも市内の文化財についてもっと知ってもらう必要がある。特に、他都市から川崎市に採用された地域のことを知らない職員や教員が、文化財を通して市のことを学べるような研修を実施してはどうか。</p>	<p>計画案に記載のとおり、取組方針「市の役割」に基づく取組として、「庁内関係職員向けの研修の実施」を新規事業として掲げており、取組を進めていきます。</p>	B

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
27	川崎市唯一の国宝である秋草文壺について、多くの人に知ってほしい。関連文化財群に記載があるが、もっと強調してほしい。	国宝秋草文壺は、市内で発掘されましたが、学校法人慶應義塾が所有しており、東京国立博物館に寄託されております。市内に所在はしていませんが、市域の歴史を語る重要な文化財として文化財活用区域を構成する文化財に位置付けております。今後、情報発信の強化に努めていきます。	D
28	馬絹古墳は石室が開口しておらず、古墳自体へも立ち入り禁止のため、若い人には価値が十分に伝わっていないかもしれない。かつて、市民ミュージアムにあった石室再現模型のようなわかりやすい資料をまたみることができるようになるとよい。	馬絹古墳については、近年の古墳研究の成果を踏まえ、その価値を適切に伝えられるよう努めていきます。	C
29	日本民家園は、数百年前の民家など日本の宝が集まっているが、残念ながら辛うじて維持されているのが現状である。沢山の古民家に付属する資料も、物置のように押し込まれている状況（仕分けする人手不足、備品を仕舞う倉庫が無い）で、暮らしていたような部屋にはならず、決して綺麗とは言えない。予算の確保は、改修や手入れなどに大きな影響力があるので、一考してほしい。	本計画は、市民や市民団体など様々な主体が参画することによって、文化財の保存・活用を推進することを目指しております。計画案に記載のとおり、ボランティアの養成を行うとともに、団体と連携し文化財の保存活用を推進していきます。	D
30	日本民家園は、もはや川崎市の財産だけに留まらず日本の財産である。川崎市の観光地の目玉として力を入れてほしい。		
31	日本民家園を魅力的にするためには、行政だけではとても手が足りずボランティア（火焚き、掃除、障子張り、環境整備等）は重要な存在だが、継続しやすい条件などの対策やボランティアの育成に力を入れてほしい。		

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
32	<p>市民が地域の宝を発掘する方法のひとつとして、「川崎市地域文化財顕彰制度」がある。この制度の推薦者は、現在、市民団体等に限定されており、個人からの推薦ができない。市民個人が認識している貴重な地域の文化財は必ずしも団体等が関わっているとは限らない。また、過去に団体関わっていたとしても、その団体が継続しているとは限らない。なるべく多くの情報収集をするためにも、要綱第3条の推薦者に市民個人を追加し、多くの候補を受付しやすくすべき。</p>	<p>川崎市地域文化財顕彰制度の運用に当たっては、地域で認識され、守り伝えられている文化財に光を当て、多くの人々に価値を伝えていくため、決定後の情報発信や活用等を、多くの担い手と連携して行う必要があることから、市民団体等からの推薦としており、個人からの推薦は受け付けておりません。個人からの相談があった場合は推薦が可能な団体を紹介するなどの対応をしており、市民が参画して文化財を把握し、顕彰する仕組みは整っていると考えています。</p>	D

(3) 「第6章 文化財の保存・活用の推進体制等」に関すること (4件)

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
33	106頁の附属機関について、どのような頻度で開催されているかなどを記載してはどうか。	附属機関の開催回数は課題に応じて変動するため、本計画には記載していませんが、概ね、文化財審議会は年間3回、橘樹官衙遺跡群調査整備委員会は年間3～4回、社会教育委員会議日本民家園部会や青少年科学館部会は、年間4回開催しています。	D
34	外から見た川崎市のイメージは工業都市、東京のベッドタウンであり、縄文時代からの文化財が多数存在する街であるという認識は低いと思う。若い転入者が多く、市外に職場を持つ人が多いが、そのような人に川崎愛を育んでもらうためにも歴史・文化についての市民の認知を深め、文化財を保護・活用することは重要なことと思う。そのためには文化財課に関する予算、人材は少なくとも他の大都市並みには必要である。職員の増員、特に学芸員の増員は必須である。	文化財に関する広報活動、学校教育や生涯学習との連携、文化財の計画的な公開等を通じ、より効果的な歴史文化の発信や普及啓発を行うことで、若年層を含めた市民全体の市域に対する愛着や誇りの更なる醸成、市外在住者の市域に対するイメージの向上等に努めてまいります。 また、文化財の保存・活用について、行政のみで行っていくことは困難であることから、地域、民間企業、研究機関、教育機関等と有機的な連携を図りながら、保存・活用の取組を推進する中で、必要な予算や人材の確保に努めていきます。	D
35	そもそもの川崎市の行政区域の広さとそこに存在する文化財の膨大さ、それに今回洗い出し整理された課題の多さと広さを考慮するに、それらに対峙し取り組んでいく体制としては、現在の文化財課の人員では不十分なのではないか。		
36	保存・活用に関する取組として、従来からの文化財ボランティアはこれまでどの程度機能したのか。文化財の調査・保存にとどまらず、普及と活用の担い手として市内各区内のボランティアグループとのコラボの可能性はないのか。	文化財ボランティアは平成28年度の制度導入後、文化財調査以外にも、指定文化財等の現地特別公開事業や、まち歩き事業等、様々な活動で活躍されています。 市内で活動されている市民団体・ボランティアグループとの連携は大変重要なことと考えており、引き続き、活動団体と連携を図りながら取組を進めていきます。	D

(4) その他 (13件)

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
37	本計画書は川崎市を知ることが出来るとても良い資料で、計画書自体を文化財の活用に生かせるのではないかと思う。	本計画に基づく取組等により、市民の歴史や文化財に関する興味関心を高め、行政だけでなく市民、市民団体や企業の活動とも連携しながら、地域全体での充実した文化財の保存・活用を通じて魅力あるまちづくりを進めていきます。	B
38	文化財保護について考える前段・前提となる「そもそも川崎市とはどんな街か」ということが、地理、社会的状況・環境、各区の歴史とまんべんなく分かりやすく書かれていてとても良いと思う。		
39	今回の「川崎市文化財保存活用地域計画（案）」の資料は川崎市の地理や歴史文化がわかりやすくまとめられており、今後の教科書として活用していきたい。		
40	現在の「川崎市文化財保護活用計画」も分割してHPに載せてあるが、もっと細かく分割して、どこに何が書かれているのかわかるようにPDFにしてHPに載せると、見やすく、文化財への意識が高まるのではないかと思う。	本計画の周知のため、市ホームページへの掲載に当たっては、データの分割、見出しの付け方など、市民の文化財への関心が深まるよう工夫していきます。	C
41	新しい計画では「保護」から「保存」へと変っている。より強い意思の表れだと思うが、この点について本文で説明したほうが新計画の意義が伝わると思う。	文化財保護とは、文化財の保存と活用を含めた概念ですが、「川崎市文化財保護活用計画」の策定時には、活用を強調するため、本市においては「保護活用」計画としていました。 平成30年度の文化財保護法の改正により、「文化財保存活用地域計画」を作成し、文化庁長官の認定を受けることが制度化されたことから、同法に基づく行政計画として作成するため、名称に関しても同法に基づき、「川崎市文化財保存活用地域計画」としています。	D

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
4 2	3頁 (3) 計画作成の趣旨の下から2行目に「歴史や文化を生かしたまちづくり」とあるが、ここは5頁で定義する「歴史文化」を用いて「歴史文化を生かしたまちづくり」としたほうが良いのではないか。「歴史や文化を生かした」では課題が大きすぎると感じた。	本計画では、「歴史文化」を文化財とそれに関わる様々な要素が一体となったものと定義しております。一方、本計画は地域の文化財の保存・活用の基本的な方針を定め、この方針に基づく取組により、市全体の魅力あるまちづくりを進めるためのものであり、文化財のみならず現代の若者文化等を含めた魅力あるまちづくりを進めるという観点から、この部分においては「歴史や文化を生かした」としています。	D
4 3	7頁 (4) 文化財保存と活用の用語解説 表中の文字が小さいので本文と同じ大きさにして、できれば表をはずして文章で記述していただきたい。	文化財の保存と活用の用語については、本計画の趣旨に関わる重要な記載ですので、本文での記述よりも強調ができると考えられるレイアウトで記載しています。	D
4 4	本活動を今後10年間にわたり発展させていくためには、予算の裏付けが必須である。少なくとも基礎活動（文化財現状把握・調査・研究）については固定的な予算の獲得が必要であり、十分な予算確保をしてほしい。	文化財の保存・活用について、行政のみで行っていくことは困難であることから、地域、民間企業、研究機関、教育機関等と有機的な連携を図りながら、保存・活用の取組を推進する中で、必要な予算の確保に努めていきます。	D
4 5	予算の確保の手段として、地域活動として意識させるためには、対象によってはクラウドファンディングとすることも有効と思う。	文化財の保存・活用に際しては、令和5年度に「その衝動は歴史をつなぐ【橋樹官衙・未来プロジェクト】」として、古代橋樹官衙遺跡群での日常を体感してもらうため、遺跡群で働いていた人々の衣装を復元制作するクラウドファンディングを実施しました。 今後も、文化財の保存・活用の取組を進めるに当たり、市民や市外在住者の参画を促すことで文化財の価値を共有・継承し、市域に対する愛着や誇りの醸成、イメージの向上等に寄与することが期待できる場合については、その一つの手法として、必要に応じてクラウドファンディングの採用を検討していきます。	C

No	意見の要旨	本市の考え方	区分
46	<p>二子塚公園のトロリーバスについて、保存状態や今後を心配している。都市交通としてのトロリーバスの車両は全国的にも残存が稀で非常に貴重なものと考えるので、現地で朽ちさせることなく、市電車両とともに十分な保護措置が取られることを期待する。</p>	<p>本市の近現代の工業を支えてきた文化財については、重要なものと認識しておりますが、個別の文化財の保存活用については、所有者・管理者の意向が重要であり、状況を注視していきます。</p>	D
47	<p>市民ミュージアムは残念な状態になり大変悲しい。新しく建てるミュージアムについては、立地、集客力、保存、しっかり計画してほしい。</p>	<p>新たなミュージアムの開館に向けた取組については、本計画に記載のとおり、「川崎市文化芸術振興計画」に基づき取り組んでいきます。</p>	D
48	<p>市民ミュージアムに関しては、バラ園隣接区域が候補地とのことだが、生田緑地に博物館が集約される点はよいと思う。ただ、バスのルートの見直し等が必要ではないか。</p>		
49	<p>現在、生田緑地に市民ミュージアムを移転させる計画がありますが、文化財に親しむためには気軽に見学できるアクセスも重要である。残念ながら現在計画中の移転候補地は駐車場をとるスペースがないように見受けられる。生田緑地のかげがえのない自然を保全するため、長期的展望で費用も考えながら、改めて移転候補地の検討から丁寧に議論してほしい。また、北部に文化施設が集中してしまうと、川崎の南部と北部では文化面でも地域格差ができて、南部の子どもたちにとって地域への愛着や誇りを持つ機会が減ってしまう。ミューザ川崎とともに市民ミュージアムがあれば南部の子どもたちが気軽に文化財に触れることができ、豊かな心や自己肯定感を育てることができると思う。</p>		

## 5 案からの変更点

パブリックコメントによる市民意見を踏まえた変更（※下線は変更箇所）

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
図表の補足説明に関する意見を踏まえ、「図 1 2 市域の拡大」を修正	（19頁 図12） 市域の拡大の様子を示す変遷図に「 <u>現在の行政区</u> 」の図を追加	（19頁 図12） 市域の拡大の様子を示す変遷図
関連文化財群⑤「厄除け大師への信仰」における川崎大師と東海道川崎宿との関係の補足説明に関する意見を踏まえ、記述を追加	（86頁） 川崎大師がある大師河原は江戸の郊外五里半にあり、物見遊山も兼ねて参詣に訪れる行楽地としても恰好の場所であり、多くの紀行文や名所案内記に描かれました。 <u>また、東海道川崎宿は、川崎大師への玄関口としてにぎわい、江戸時代後期には旅籠が72軒も連なっていました。</u>	（86頁） 川崎大師がある大師河原は江戸の郊外五里半にあり、物見遊山も兼ねて参詣に訪れる行楽地としても恰好の場所であり、多くの紀行文や名所案内記に描かれました。
生田緑地のコナラ林に関する意見を踏まえ、より適切な表現となるよう記述を修正	（92頁 表14） <u>かつて</u> 里山として管理されていたコナラの多い落葉広葉樹林は、 <u>当時の</u> 伝統的な生活文化を伝える。環境省特定植物群落 E	（92頁 表14） 里山として管理されてきたコナラの多い落葉広葉樹林は当時の伝統的な生活文化を伝える。環境省特定植物群落 E

その他用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。